

ウエストワンズカンツリー倶楽部 細則

第1章 総則

第1条 (目的)

本細則は、ウエストワンズカンツリー倶楽部会則（以下会則という）の施工及びウエストワンズカンツリー倶楽部（以下倶楽部という）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

第2章 会員

第2条 (入会・会員契約上の地位承継の手続き)

入会（会則第10条）並びに会員契約上の地位の承継（同14条）に関する手続きは、別に定める倶楽部入退会規約に基づくものとする。

第3条 (入会資格審査)

倶楽部の名誉と品位を保つため、入会審査を実施する。

前条の倶楽部入退会規約に基づき、会社による書類審査を行った後、会社役員または会員事務局が面接にて入会資格を審査する。

第4条 (年会費の納入方法)

会社は、本倶楽部の年会費基準日を毎年4月1日とし、年会費の充当期間は年会費基準日から1年間とし、毎年12月31日時点の会員に対し、原則として1月に4月1日から翌3月31日迄の年会費を請求する。年会費の納入方法は、会社が指定する口座へ3月31日までに翌年度年会費を一括振込にて納入することとする。

第5条 (年会費の特例)

次の各号のいずれかに該当する会員には、年会費の特例を与える。但し、法人無記名会員並びに、年会費未納の会員については適用しない。

- 1) 1年を超過する期間ゴルフプレーが困難となることが予測される程度の傷病等により倶楽部の利用が著しく困難となった会員。
- 2) 主たる居住地が日本国外となり、倶楽部の利用が著しく困難となった会員。

各号に該当するときは、そのことを証明する書類を添付のうえ、会社が定める手続に従って会社の承認を得て一定期間休会をすることができる。

第6条 (プレー等の諸費用の支払い)

会員は、プレー及びこれに付随する諸費用を、当日現金または倶楽部が指定したクレジットカードにより支払わなければならない。

第7条 (ビジター紹介の責任)

会則第6条⑥項に定めるビジターを紹介した会員は、当該ビジターの諸費用及び所行為一切につき会社並びに倶楽部に対し責任を負わなければならない。

第8条 (エチケット・マナー)

会員及びビジターは、ゴルフ場施設においては適切な服装を着用し、エチケット及びローカル・ルールを遵守しなければならない。

第9条 (営業行為等の制限)

会員は、ゴルフ場施設内において営業に関する行為を行い、またはその広告若しくは提示等を行ってはならない。但し、予め会社の承認を得たときはこの限りではない。

第10条（ゴルフ場利用約款の厳守）

会員及びビジターは、倶楽部が定めるゴルフ場利用約款を厳守するものとし、約款に違背した場合には、倶楽部よりその利用及び利用の継続を拒否されることがある。

第3章 休業日等

第11条（休場日）

会社は、降雨、降雪等の天候による気象状況並びに突発的事由等により止むを得ないものと認めた場合は、休場することがある。

第12条（特定日）

会社は、プロまたはアマチュアの競技会開催等によりゴルフ場を使用する場合は、その日を特定日と定め、会員のゴルフ場の利用を制限することができる。

第13条（開閉の時間）

クラブハウスは、原則として午前7時に開場し午後6時に閉場するものとする。但し、倶楽部は、季節により開閉の時間を短縮し、または延長し、若しくは他の措置をとることができる。

第4章 補則

第14条（疑義事項等）

本細則の規定に疑義の生じた事項、並びに本細則の施行に関し必要な事項は、会社の定めるところによるものとする。

付 則

本細則は平成26年9月1日より施行する。

以上